明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**三）　二

○建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（**国土交通**五）　八

〔告　示〕

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（**国家公安委**四）　一二

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律所定の無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の請求に関し、公安調査庁長官が行った更新請求に対する同法第二十六条第六項において準用する同法第二十二条第一項の決定の件（**公安審査委**一）　一五

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置等の対象となるハイチにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件の一部を改正する件（**外務**二六）　一五

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（**同**二七）　一五

○先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件（**同**二八）　一六〇

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（**財務**二七）　一六三

○教科書の定価認可基準の一部を改正する件（**文部科学**四）　一六五

○飼料の公定規格の一部を改正する件（**農林水産**一九五）　一七二

○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**同**一九六）　一七三

○農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**一九七）　一七五

〔**官庁報告**〕

官庁事項

組換えＤＮＡ技術応用飼料添加物の安全性に関する確認を受けた飼料添加物について（公表）（農林水産省）　一七六

〔**公　告**〕

諸事項

官庁

製造たばこ小売定価関係　一七六

裁判所

破産、免責、再生関係　一七六

特殊法人等

上場会社等監査人名簿の登録及び登録抹消、弁理士登録関係　一〇九

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、特定空家等、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　二一〇

会社その他

会社決算公告　二一三